

第 7 章 保全配慮地区

7-1 保全配慮地区

保全配慮地区とは、都市緑地法第4条に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。なお、保全配慮地区は、将来の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定を妨げるものではありません。

具体的には、風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供などの観点から重要となる自然的環境に富んだ地区などにおいて、地形、地物、字界などで区域を設定して保全配慮地区を定め、地区計画などの区域内における緑地の保全、市民緑地契約の締結、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、農地の保全や活用方策、市区町村の条例に基づく緑地保全施策など、当該地区において講じる緑地保全施策について定めることが考えられます。

参考：国土交通省 都市緑地法運用指針

保全配慮地区は、概念的な地区であり、行為の制限などの法的な効果は生じません。しかし、市の意思を広く市民に示すことで、設定地区内の緑地の重要性についての認識を高めることができます。緑地保全に対する意識共有を図ることで、まちづくりや地域づくりの考え方に近い共創での取組が期待されます。

本計画では、三河湾沿いの風光明媚な景観の保全のため、以下の区域を保全配慮地区として設定し、景観に配慮した開発誘導や、市民や事業者が活用できる緑の保全に関する制度の周知にも努めます。

